

奈良県訓令第十五号

各部課室

各出先機関

奈良県副知事の担任意務に関する規程を次のとおり定め、令和二年四月一日から施行する。

なお、奈良県副知事の担任意務に関する規程（平成三十年九月奈良県訓令第三号）は、令和二年三月三十一日限り廃止する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県副知事の担任意務に関する規程

副知事の担任意務は、次のとおりとする。

共管事務

文書、人事、財政等官房に係る事項であつて重要なものその他の県政の運営上重要な事項に関する事。

副知事 村井浩の担任意務

- 一 総務部に関する事。
 - 二 水循環・森林・景観環境部に関する事。
 - 三 産業・観光・雇用振興部（観光局を除く。）に関する事。
 - 四 食と農の振興部に関する事。
 - 五 県土マネジメント部に関する事。
 - 六 会計局に関する事。
 - 七 行政委員会（教育委員会を除く。）との連絡調整に関する事。
- 副知事 末光大毅の担任意務
- 一 文化・教育・くらし創造部に関する事。
 - 二 福祉医療部に関する事。
 - 三 産業・観光・雇用振興部（観光局に限る。）に関する事。
 - 四 水道局に関する事。
 - 五 教育委員会との連絡調整に関する事。